

愛西市木曾三川ミズベリング協議会規約（案）

（名称）

第1条 この協議会は「愛西市木曾三川ミズベリング協議会」（以下「協議会」という。）と称する

（目的）

第2条 協議会は福原地区をはじめとした木曾川の水辺空間の適正かつ公平な利用を確保し、市民の憩いの場、観光船による観光客の集客やにぎわいの場を創出することを目的とする。

（掌握事務）

第3条 協議会は次に掲げる事項を処理する。

- （1） 利用区域の利用及び管理運営に関するルール等を検討・調整すること
- （2） 利用区域において有効に活用しようとする事業者等を選定すること
- （3） その他河川空間の適正かつ公平な利用と円滑な管理運営を実現するため必要な事項を処理すること

（構成）

第4条 協議会の構成は別表のとおりとする。

- 2 協議会に会長を置き、委員の中よりこれを選出する。
- 3 委員が会議を欠席する場合は、代理を指名することができる。会長についても同様とする。
- 4 学識経験者をアドバイザーとして置くことができる。

（会議）

第5条 会議は会長が招集し議長となる。

- 2 会議は会長が必要と認めた者をオブザーバーとして参画させることができる。
- 3 会議の運営を円滑に進めるために必要とされる場合には、部会を設けることができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は愛西市産業建設部産業振興課において行う。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は平成29年 月 日から施行する。